

杉並区の工事発注案件におけるダンピング防止策の運用について

公共工事の適正な品質確保を図るため、ダンピング防止策を下記のとおり実施します。

記

1、最低制限価格等の算定基準

最低制限価格及び低入札調査基準価格は、予定価格の積算の基礎になった①直接工事費②共通仮設費③現場管理費④一般管理費⑤ガス工事費⑥発生材費等売却費を以下の算定式にあてはめ基準額を算出します。

ただし、予定価格の10分の9から10分の7の範囲で設定します。

$$\cdot \text{基準額} = (\text{①} \times 0.95 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55 + \text{⑤} + \text{⑥}) + \text{消費税及び地方消費税相当額}$$

建築工事（建築設備工事を含む）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という）が含まれているため、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1を乗じた額とします。

単価契約、昇降機設備工事、解体工事及び街路灯関連工事等、工事の性質上この算定方式によりがたい場合は、予定価格の10分の9から10分の7の範囲で市場価格等の動向を踏まえ案件ごとに定めます。

2、低入札価格調査における失格基準価格の算定について

低入札価格調査においては、失格基準価格を以下のとおり設定します。

積算の基礎になった①直接工事費②共通仮設費③現場管理費④一般管理費⑤ガス工事費⑥発生材費等売却費を以下の算定式にあてはめ基準額を算出します。

ただし、予定価格の10分の9から10分の7の範囲で、低入札調査基準価格を下回る額を設定します。

$$\cdot \text{基準額} = (\text{①} \times 0.8 + \text{②} \times 0.75 + \text{③} \times 0.65 + \text{④} \times 0.35 + \text{⑤} + \text{⑥}) + \text{消費税及び地方消費税相当額}$$

建築工事（建築設備工事を含む）については、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1を乗じた額とします。

この算定方式によりがたい場合は、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で低入札調査基準価格を下回る額を設定します。

3、失格基準価格を下回った場合

低入札価格調査対象となった入札価格が失格基準価格を下回る場合、当該入札価格は契約の内容に適合した履行がされないと認められる価格と判断し失格とします。

4、最低制限価格等の公表

算定方式により設定した最低制限価格及び低入札調査基準価格は事後公表します。

5、予定価格の事前公表

予定価格 130 万円を超え、5 千万円未満の案件については、予定価格を事前公表します。ただし、契約担当者が入札の適切な実施のため必要と認める場合には、事後公表又は非公表とします。

【実施時期】 令和 3 年 4 月 1 日契約案件から実施

【問合せ先】

総務部経理課契約担当

電話 (03) 5307-0612